



資格取得の費用は経費にできる？

原則、業務に関係ある資格なら経費にできる

次の2つの要件を満たした資格の費用は経費にできます。(所得税法基本通達37-24)

①業務に直接関係のある資格の取得にかかる費用である。 ②研修等の費用が高額すぎない。

また、支払内容については、以下の3つのいずれかを満たす必要があります。

①仕事に直接必要な技術を役員や従業員に習得させるための費用。

②仕事に直接必要な免許や資格を役員や従業員に取得させるための研修会や講習会などの出席費用。

③仕事に直接必要な分野の講義を役員や従業員に大学などを受けさせるための費用。

(例) 海外取引先とやり取りするための英会話教室の費用、ホームページ作成のためのパソコン教室の費用

　経理社員が簿記の研修を受ける費用、後継者が経営能力向上のためにMBA(経営学の大学院)の学費

個人に帰属する資格の取得費用は経費にできない

業務に直接必要な資格の取得に見えても、以下の3つののいずれかに該当する場合は、経費にできません。

①独占業務を行える国家資格の取得費用 ②独立開業が可能な資格の取得費用

③国家資格の取得のためにかかった大学などの学費

医師や弁護士、税理士などの国家資格は、資格を持った人だけが行える独占業務があり、就職・転職・開業に役立ちます。よって、取得した個人のメリットが大きいので、取得費を経費にできません。

(事例1) 接骨院を営む事業者が柔道整復師の資格取得のための専門学校の学費。「今後の仕事に活かす」性質のため、「すでにやっている仕事に直接必要な経費ではない」とが否認理由。(令2.5.22大阪高裁判決)

(事例2) 宅建業の開業にあたり、宅地建物取引主任者資格の取得費。資格がなければ開業できないため、その取得費用は「開業準備の自己投資」というのが否認理由。(平27.4.14 国税不服審判所裁決)

(事例3) 歯科医師が英会話能力保持のための英会話講習費。外国人患者が少なく「英語が出来たら便利」程度ということが否認理由。(平13.3.30.国税不服審判所裁決)

(事例4) 歯科医師が学位を取得するために大学院の博士課程に通った授業料。「学術的な研究」が目的で、日々の診療業務とは無関係であることが否認理由。(平13.9.27裁決)

(事例5) 弁護士が修士及び博士号取得のために支払った授業料。「自分のキャリアアップ」が目的で、業務に必須ではないことが否認理由。(平15.10.27裁決)

会社が従業員の資格取得費用を払ったら給与扱いになることも

会社が以下のような資格取得費用を負担した場合、原則は従業員への給与となります。

①業務に直接関係が無い資格 ②税理士など一身専属の資格

例えば、会社の経理担当者が税理士資格を取得し、その費用を会社が負担した場合、経費ではなく給与として扱われます。経理の業務は税理士の資格が必須ではありませんし、資格を取得することによる個人へのメリットが大きいと考えられるからです。

【今月の経営格言】新商品は、まず少量で試売してみよ。大量に作るのは、売れると分かってからで遅くない。**by 一倉定**
(経営コンサルタント)

沢山作るよりはコストが高いが、本当に売れる商品かどうかわからないから、売れなかつた時の損害を最小限にとどめることを考えるのである。

「一倉定の経営心得」より